



令和8年度
新規事業



建設産業



技能検定受検料補助金

山口県は若者の建設産業への
就職を後押しします！



なりたい自分に
チャレンジ！

制度を利用して
資格を取得！

資格取得で
キャリアアップ！



支援の内容

建設関係職種の技能検定2級の受検料（実技試験）の一部を補助します。

補助金額 **9,000円**

（1人につき、受験職種ごと）

支援を受けられる方

次の条件をいずれも満たす方が対象です。

- ①試験日の属する年度の4月1日時点で23歳未満の在校生の方
- ②山口県内にお住まいの方

申請期間

受検票が届いた日から令和9年3月31日まで

支給対象や手続きの流れなど、詳しくは裏面をご覧ください。



☑ お問い合わせ先



山口県土木建築部監理課（建設業班）

〒753-8501 山口市滝町1番1号 県庁11階

TEL: 083-933-3629 Fax: 083-925-8862

E-mail: kenteihojo@pref.yamaguchi.lg.jp

☑ 申請書類のダウンロード



技能検定受検料補助金

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/ninaiteka/kuho-ikusei/339402.html>

上記URLまたは右記二次元コードよりアクセスの上、ダウンロードしてください。





支援対象の技能検定



造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、シャッター施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ



在校生とは



- ア 公共職業能力開発施設の訓練生又は職業能力開発総合大学の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）
- イ 認定職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）
- ウ 高等学校の在校生
- エ 専修学校及び各種学校の在校生
- オ 高等専門学校 of 在校生
- カ 短期大学の在校生
- キ 大学の在校生



手続きの流れ



STEP 1

「受検票」と「年齢がわかる書類」の準備

補助金の申請時に「受検票の写し」と「年齢がわかる書類（学生証や運転免許証の写しなど）」が必要です。

STEP 2

補助金の申請



県のホームページでダウンロードした「申請書」に必要事項を記入し、STEP 1の書類を添付して、監理課に郵送または持参してください。

※受検者が未成年の場合は、申請書の「保護者等同意欄」の記入が必要。

※請求者（受検者）と口座名義人が異なる場合は「委任状」が必要。

STEP 3

審査・交付決定・補助金交付



- ・申請受理後、審査を行い、交付決定を行います。
- ・申請時に申し出のあった口座に補助金を支払います（口座振替）。

備考

補助金交付額が、予算の上限額に達した場合は受付を終了します。